

高次脳機能障害支援普及事業及び 関連事業について

1. 概要

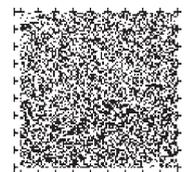
高次脳機能障害をもつ方への支援を一般事業化して、全国で展開するために、厚生労働省は平成18年度から高次脳機能障害支援普及事業を開始しました。この事業は障害者自立支援法に基く地域生活支援事業の一部を構成し、高次脳機能障害者に向けた適切な支援を地域ごとに提供する体制の整備を意図しています。そのため各都道府県に支援拠点機関を置き、そこに支援コーディネーターを配置することで、地域支援ネットワークを構築します。支援拠点機関は専門的な相談支援の窓口をもち、地域支援ネットワークを構成する関係諸機関を通じて当該障害者に医療から福祉までの連続したケアを提供します。このような仕組みが平成22年度をもって、すべての都道府県にでき上がりました。

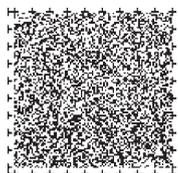
国立障害者リハビリテーションセンター（以下国リハ）は以上のような高次脳機能障害支援普及事業に参画し、全国高次脳機能障害支援普及拠点センターとして、全都道府県の支援拠点機関と連携し、協議を重ねながら高次脳機能障害者の支援に必要な事業展開を実施しているところです。年2回の支援拠点機関等連絡協議会、支援コーディネーター全国会議等の開催、研修事業を含む普及啓発活動を行うとともに、高次脳機能障害に係る各種行政施策について意義ある助言をなしているところです。

2. 平成23年度事業計画

国リハは、全国47都道府県に高次脳機能障害支援拠点機関を設置することに主体的に取り組み、これを達成したところですが、それぞれの地域での運用が、まだ開始したばかりであるといった事情により十分でない自治体もあります。そこで国リハは全国高次脳機能障害支援普及拠点センターとして、連絡協議会等を通じて支援サービス提供・利用の全国的な均てん化を図るところです。その他研修等の実施により、それぞれの地域での人材育成を図ることとしています。加えて画像診断により器質的病変を見出すことのできない症例の扱いや小児期に脳の損傷を負った症例への支援など、現今解決を迫られている課題についても、解決に向けて主体的に取り組んでいきます。

また、23年度の特筆事項として、国リハに高次脳機能障害情報・支援センターが設置されることになりました。これは当事者のみならず、関係諸機関からも強い要望のあった事業であり、この運用により支援に係る情報を全国へ提供することになります。当センターにはすでに発達障害情報センターがあり、その活躍はつとに知られるところですが、同様に高次脳機能障害においても情報・支援センターが活動することで、この方面での国民の生活向上に資することが期待されています。これまで通り広く職員の皆様方のご協力を願う次第です。





盲ろう者宿泊型生活訓練等 モデル事業について

昨年10月から、モデルハウスを活用した「盲ろう者宿泊型生活訓練等モデル事業」が本格的に始まりました。盲ろう者を対象に、専門的な生活支援や自立訓練等を提供できる施設は少ないため、盲ろう者の中には、必要ときに必要な支援を受けられずに不自由で孤立しがちな生活を余儀なくされている方が少なくないと言われています。

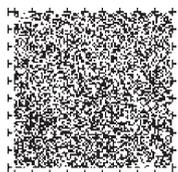
本モデル事業は、このような状況におかれている盲ろう者に対して、孤立させない支援体制や支援方法のあり方を取りまとめ、都道府県等に情報発信していくことを目的に平成22～23年度の2年間の事業計画となっています。また、厚生労働省、国リハ、障害者団体による官民合同チームが連携することで運営されている点に大きな特徴があります。特に国リハ内においては、学院長を責任者として自立支援局が実務の主体となり、訓練マニュアルや人材養成に関しては学院から、情報収集とデータ分析に関しては研究所から、医学的データの収集と分析に関しては病院から協力をいただくなど、センター全体で取り組むモデル事業となっています。

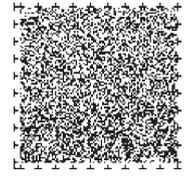
さて、モデル事業1年目の今年度については、全国から6名の方が利用開始され、3月末までに2名の方が順調に訓練を終えられました。平成23年度も新規利用者の受け入れを予定しており、本年9月までは訓練室やモデルハウスを中心に様々な支援を展開する予定です。具体的には、次のように充実を図る予定となっています。

- ①盲ろう当事者による実践的な支援を行うため、盲ろう当事者によるコミュニケーション支援などのプログラムを導入する。
- ②休日の余暇活動支援をさらに充実させるため、外部講師を招いて幅広い余暇活動メニューを計画し、実践する。
- ③モデルハウスにおける休日の支援体制の連携を強化するため、生活支援員同士の重複配置時間帯を設ける。
- ④通訳・介助員を中心に100名近い協会スタッフや職員を配置しており、その勤務ローテーションの作成や変更調整を迅速に行うため、専属の事務補助員を配置する。
- ⑤研究所の協力を得て本モデル事業に関連する研究を行い、盲ろう者に対する有効な支援方法等に関する研究を行う。

なお、平成23年度は、本モデル事業の最終年となるため、これまでの支援実績を踏まえて事業報告書や研究報告書、訓練マニュアルなどを作成し、併せて支援員等の人材養成に関する検討も行いながら本モデル事業の総括を行う予定です。

今後とも本モデル事業を円滑に進捗するため、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。





健康増進センターと 部門間連携について

健康増進センターは、2010年度に発足した。組織的には2010年4月から始まったが、人員の募集は10月1日付で開始され、2011年1月より、新たに医師、保健師が配置され、本格的に活動を開始した。

1. 健康増進センターの目的

健康増進センターの目的は2つある。

一つは障害者の健康作りである。障害者の生活習慣病の実態を把握し、その予防、生活習慣改善のプログラムを開発し、利用者に積極的参加を促し、健康づくりの環境整備を促進する。他の一つは障害者スポーツの普及である。この2つは一見落差があるように思われるかもしれないが、健康増進のためには、人々の生活の中にスポーツやレクリエーションが必要になる。健康増進センターは障害者のスポーツやレクリエーションを普及させることによって健康増進を推進しようとするものなのである。

2. 健康増進センターとICF

WHOが2002年に発表したICFモデルに則って考えると健康増進センターは、障害者の「健康」と「参加」に関与する事業を行う部門であり、今までセンター機能にはなかった分野を補完するものといえる。ICFモデルにおける「参加」とは、社会参加という言葉でイメージされる就労やボランティア活動といったもののみならず、趣味活動や娯楽、スポーツなど、人間らしく生きるために行われる全ての活動を含んでいる。健康増進センターはこのような分野の研究開発、サービス提供を目指すことを目的とする。

3. 健康増進センターの事業と部門間連携

健康増進センターにとって自立支援局の利用者は、大事なサービスの対象であり、研究フィールドでもある。健康増進センター開設以前から、利用者には、検診が行われ、生活習慣病の予防プログラムが提供され、研究活動も行われてきた。これらは自立支援局、体育館、病院が関わってきた。

また、2010年7月には、健康増進・スポーツ外来を開設し、健康増進のためのスポーツ活動の提供、プログラム開発、アスリートのための医学的支援を開始している。この活動には研究所の運動機能系障害研究部緒方部長に負うところが大きい。また、栄養士も積極的に関わっている。

4. 健康増進センターの今後

今のところは臨床経験を積み重ね、いろいろな活動を定着させようと努力を重ねているところだが、ゆくゆくは動作解析等を通じて安全で効率のよいスポーツ活動、競技成績、記録の改善、障害者の運動生理、生涯スポーツの開発や定着に向けた研究活動や実践を行っていきたいと考えている。そのためにも各部門との連携が必須となる。

よろしくお願いします。

